

議案第 2 1 4 号

静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 1 3 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 備考に次のように加える。

- 5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第 3 項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の手数料の額は、同項に規定する申請建築物及び他の建築物の全てについて算定した手数料の額を合算した額とする。
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第 3 項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請の手数料の額は、同項に規定する申請建築物及び他の建築物のうち変更があるものについて算定した手数料の額を合算した額とする。ただし、新たに同項に規定する他の建築物を加える場合は、当該他の建築物について算定した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の手数料の額を加算する。

附 則

この条例は、公布の日又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。